新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 別表第１（第４条関係、第１１条関係）【８　設備投資促進事業（標準型）　９設備投資促進事業（特別型）抜粋】   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | Ⅳ　設備投資段階 | **８　設備投資促進事業 　(標準型）** | 現に県内で１年以上製造業を営んでいる事業者 | 【設備投資を行う場合】 次の全ての要件を満たす必要がある。 (１)工場等の生産性向上に資する機械装置の取得を行うこと。 (２)補助対象経費の合計が2,500万円以上であること。 (３)補助事業の実施のために、金融機関等から、３年以上の返済期間で1,000万円以上の証書貸付けによる融資（預金担保融資を除く。）を受けること。  (４)補助事業の実施により生じた県内での新規雇用者数が１人以上であって、新規雇用の基準となる従業員数（※）から１人以上増加すること、または売上高10億円以下の事業者については県経済への貢献額(県内取引増加額又は処遇改善額)が年300万円以上であること。  ※新規雇用の基準となる従業員数とは、原則として、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載されている従業員数のうち、この補助金の交付申請日の直近１月以内の時点とその日から６月前の時点とを比較して多い方の従業員数をいう。  【設備投資と併せて津波避難施設を整備する場合】 （１）高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金を利用する場合 次の全ての要件を満たす必要がある。 ア工場等の生産性向上に資する機械装置の取得を行うこと。 イ補助対象経費の合計が2,500万円以上であること。 ウ補助事業の実施のために、金融機関等から、３年以上の返済期間で1,000万円以上の証書貸付けによる融資（預金担保融資を除く。）を受けること。  エ補助事業の実施において、基準となる従業員数（※）を維持すること。  ※基準となる従業員数とは、原則として、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載されている従業員数のうち、この補助金の交付申請日の直近１月以内の時点とその日から６月前の時点とを比較して多い方の従業員数をいう。  （２）高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金を利用しない場合 【設備投資を行う場合】と同様 | 機械装置 　　　（減価償却資産に限る。） | 工場等の生産性向上に資する機械装置の取得（これに伴って、工場等の新設又は増設に係る土地若しくは建物の取得又は建物建設工事を行う経費を含む。）に要する経費 | 【設備投資を行う場合】 補助率：6.8パーセント以内 補助限度額：3,400万円     【設備投資と併せて津波避難施設を整備する場合】 (1)高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金を利用する場合 ①新規雇用を行う場合、または売上高10億円以下の事業者については県経済への貢献額（県内取引増加額または処遇改善額）が年300万円以上である場合 補助率：10.0パーセント以内 補助限度額：5,000万円 ②新規雇用を行わない場合 補助率：6.8パーセント以内 補助限度額：3,400万円  (2)高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金を利用しない場合 【設備投資を行う場合】と同様 | | 土地 | | 建物及びその附属設備 | | **９　設備投資促進事業 　(特別型）** | 現に県内で１年以上製造業を営んでいる事業者 | 次の全ての要件を満たす必要がある。 (１)売上高10億円以下の事業者であること。 (２)工場等の生産性向上に資する機械装置の取得を行うこと。 (３)補助対象経費の合計が2,500万円以上であること。 (４）補助事業の実施のために、金融機関等から、３年以上の返済期間で1,000万円以上の証書貸付けによる融資（預金担保融資を除く。）を受けること。  (５)補助事業の実施により生じた県内での新規雇用者数が２人以上であって、新規雇用の基準となる従業員数（※）から２人以上増加すること。  ※新規雇用の基準となる従業員数とは、原則として、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載されている従業員数のうち、この補助金の交付申請日の直近１月以内の時点とその日から６月前の時点とを比較して多い方の従業員数をいう。 | 機械装置 （減価償却資産に限る。） | 工場等の生産性向上に資する機械装置の取得（これに伴って、工場等の新設又は増設に係る土地若しくは建物の取得又は建物建設工事を行う経費を含む。）に要する経費 | 補助率：25パーセント以内 補助限度額：3,400万円 | | 土地 | | 建物及び　　　 　　　　その附属設備 | | 別表第１（第４条関係、第１１条関係）【８　設備投資促進事業（標準型）　９設備投資促進事業（特別型）抜粋】   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | Ⅳ　設備投資段階 | **８　設備投資促進事業 　(標準型）** | 現に県内で１年以上製造業を営んでいる事業者 | 【設備投資を行う場合】 次の全ての要件を満たす必要がある。 (１)工場等の生産性向上に資する機械装置の取得を行うこと。 (２)補助対象経費の合計が2,500万円以上であること。 (３)補助事業の実施のために、金融機関（貸金業法で規制される貸金業者を除く。）から、３年以上の返済期間で1,000万円以上の証書貸付けによる融資（預金担保融資を除く。）を受けること。 (４)補助事業の実施により生じた県内での新規雇用者数が１人以上であって、新規雇用の基準となる従業員数（※）から１人以上増加すること、または売上高10億円以下の事業者については県経済への貢献額(県内取引増加額又は処遇改善額)が年300万円以上であること。  ※新規雇用の基準となる従業員数とは、原則として、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載されている従業員数のうち、この補助金の交付申請日の直近１月以内の時点とその日から６月前の時点とを比較して多い方の従業員数をいう。  【設備投資と併せて津波避難施設を整備する場合】 （１）高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金を利用する場合 次の全ての要件を満たす必要がある。 ア工場等の生産性向上に資する機械装置の取得を行うこと。 イ補助対象経費の合計が2,500万円以上であること。 ウ補助事業の実施のために、金融機関（貸金業法で規制される貸金業者を除く。）から、３年以上の返済期間で1,000万円以上の証書貸付けによる融資（預金担保融資を除く。）を受けること。 エ補助事業の実施において、基準となる従業員数（※）を維持すること。  ※基準となる従業員数とは、原則として、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載されている従業員数のうち、この補助金の交付申請日の直近１月以内の時点とその日から６月前の時点とを比較して多い方の従業員数をいう。  （２）高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金を利用しない場合 【設備投資を行う場合】と同様 | 機械装置 　　　（減価償却資産に限る。） | 工場等の生産性向上に資する機械装置の取得（これに伴って、工場等の新設又は増設に係る土地若しくは建物の取得又は建物建設工事を行う経費を含む。）に要する経費 | 【設備投資を行う場合】 補助率：6.8パーセント以内 補助限度額：3,400万円     【設備投資と併せて津波避難施設を整備する場合】 (1)高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金を利用する場合 ①新規雇用を行う場合、または売上高10億円以下の事業者については県経済への貢献額（県内取引増加額または処遇改善額）が年300万円以上である場合 補助率：10.0パーセント以内 補助限度額：5,000万円 ②新規雇用を行わない場合 補助率：6.8パーセント以内 補助限度額：3,400万円  (2)高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金を利用しない場合 【設備投資を行う場合】と同様 | | 土地 | | 建物及びその附属設備 | | **９　設備投資促進事業 　(特別型）** | 現に県内で１年以上製造業を営んでいる事業者 | 次の全ての要件を満たす必要がある。 (１)売上高10億円以下の事業者であること。 (２)工場等の生産性向上に資する機械装置の取得を行うこと。 (３)補助対象経費の合計が2,500万円以上であること。 (４）補助事業の実施のために、金融機関（貸金業法で規制される貸金業者を除く。）から、３年以上の返済期間で1,000万円以上の証書貸付けによる融資（預金担保融資を除く。）を受けること。 (５)補助事業の実施により生じた県内での新規雇用者数が２人以上であって、新規雇用の基準となる従業員数（※）から２人以上増加すること。  ※新規雇用の基準となる従業員数とは、原則として、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載されている従業員数のうち、この補助金の交付申請日の直近１月以内の時点とその日から６月前の時点とを比較して多い方の従業員数をいう。 | 機械装置 （減価償却資産に限る。） | 工場等の生産性向上に資する機械装置の取得（これに伴って、工場等の新設又は増設に係る土地若しくは建物の取得又は建物建設工事を行う経費を含む。）に要する経費 | 補助率：25パーセント以内 補助限度額：3,400万円 | | 土地 | | 建物及び　　　 　　　　その附属設備 | |